

令和 8 年度津野町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

策定日：令和 8 年 4 月 1 日

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

1 適用範囲

この方針は、津野町的全組織における物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、法第 2 条第 4 項に定義する施設（「別紙 1」のとおり）とする。

3 調達する物品等及びその目標

町が施設等から調達する物品等は「別紙 2」のとおりとし、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

なお、「別紙 2」に記載がない物品等であっても、町が調達可能な物品等であれば、対象とする。

4 調達の実施

施設等からの物品等の調達に際しては、津野町財務規則（平成 17 年規則第 35 号）の定めによることとし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約の特例制度の活用に努める。

5 調達の推進方法

- （1）施設等から提供可能な物品等の情報について、庁内での情報共有に努める。
- （2）各所属は、提供された情報を基に物品等の特性を踏まえつつ、施設等への発注に努める。
- （3）施設等への発注に当たっては、施設等の提供能力に合わせ、履行期間、納入条件等、適切な配慮を行う。

6 調達実績の集計、公表

調達実績は、会計年度終了次第速やかに集計し、公表する。

7 担当窓口

本方針の担当窓口は、健康福祉課とする。

8 その他

- (1) 職員個人や親睦会等での物品購入等に際しても、施設等からの購入を心掛ける。
- (2) 物品等の調達のほか、障害者就労施設等の役場庁舎内での物品の販売や町及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保にも努めることとする。

別紙 1

対象となる施設等

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく施設等
 - （1）就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - （2）就労移行支援事業所
 - （3）生活介護事業所
 - （4）障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - （5）地域活動支援センター
- 2 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- 3 法の政令に基づく事業所
 - （1）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - （2）重度障害者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
 - ア 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ウ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- 4 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

別紙 2

調達する物品・役務

種別	品目	具体例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③ 小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等、上記以外の物品
役 務	① 印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④ 情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥ その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 など